

## 意見照会結果（第3回WG資料1において「協議中」となっていたもののみ抜粋）

資料1

### 【調査票】とりまとめ表（3）

#### （3）長期的な見通しの把握のために必要なデータ

市区町村では保有していないが国又は都道府県において保有していると考えられるデータ（例：調査されているが、市区町村単位で公表されていないデータ）であって、各市区町村がその行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを把握するために必要と考えられるデータがありましたら記載してください。

- 1：意見を反映
- 2：修正して反映
- 3：反映しない
- 4：「理由」において説明

分野	データ名	調査名	データを保有する団体 (省庁名都道府県名)	当該データを基に将来推計し得る指標及び推計方法	対応方針	理由
空間管理	目的別（買い物等）の流動人口	流動人口データ	Agoop	将来の交通戦略の策定等に活用	4：「理由」において説明	目的別（買い物等）の流動人口データは保有していない（取得が難しい）。ただし「市町村別」の流動人口データは保有しており、自治体からの問い合わせ・販売実績もある。
空間管理	分譲マンションのストック数 分譲マンションの築年数 分譲マンションの管理状況 (賃貸化、空家化、高齢化、建物の管理状況のわかるもの)	マンション総合調査	国土交通省	5年ごとに実施されているマンション総合調査における分譲マンションの供給戸数、ストック戸数を用い、市内の住宅戸数（住宅土地統計調査：総務省）との比較によりマンション化率を算出し、市内の居住形態を把握する。 同データの築年数や管理状況から10年、20年、30年後の高経年マンション数を算出し、都市環境に影響を与える恐れのある分譲マンションの把握に利用する。	3：反映しない	マンション総合調査は抽出調査のため、市町村別の分譲マンションの供給戸数、ストック戸数に関するデータは持ち合わせていない。
その他	女性の有業率	就業構造基本調査	総務省	同データの過去の数値の推移等に基づき、将来推計を算出し、女性の活躍促進や産業振興に係る施策の検討を行うもの	3：反映しない	就業構造基本調査は標本調査であり、全ての市町村が調査対象となっているわけではない。さらに、結果についても一定の精度を確保できる範囲で公表しているため、都道府県別結果のほか、人口30万人以上の市など一部の市の結果については公表しているものの、サンプルサイズとして十分ではないことから、前述の一部の市を除き市町村別の結果は公表していない。以上のことから、全ての市町村について市町村別に女性の有業率を公表することは困難である。
その他	技能実習生の実態	外国人技能実習機構業務統計	厚生労働省、法務省	同データの過去の数値の推移等に基づき、将来推計を算出し、外国人住民の活躍促進支援施策の検討を行うもの	4：「理由」において説明	各市町村に住居地のある技能実習生数については、「在留管理統計」（出入国在留管理庁）の市区町村単位で国籍・地域別または在留資格別の統計で公表されているので、こちらをご活用いただきたい。 <a href="https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00250012&amp;tat=000001018034&amp;cycle=1&amp;year=20190&amp;month=24101212&amp;class1=000001060399">https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00250012&amp;tat=000001018034&amp;cycle=1&amp;year=20190&amp;month=24101212&amp;class1=000001060399</a>
その他	埼玉県内大型小売店販売額	商業動態統計調査	経済産業省	現時点では特に具体的な指標及び推計方法は考えていない。	4：「理由」において説明	商業動態統計調査は標本調査であるが、このうち大型小売店販売額に関する調査（丙調査）は定義範囲において全ての事業所を調査しており、その地域の表章は最も小さい区分で政令指定都市までとしている。 当該調査は月次の動向を把握するための調査であり、調査範囲を規模の大きい百貨店・スーパーに絞って調査を行っていることから、市区町村単位での集計は想定しておらず、御要望に沿うデータの公表は困難である。 なお、市町村ごとに申出要件を満たした上で統計法第33条による申請をいただければ、指定の市町村単位での集計は可能である。しかし、公表の際は報告者の秘密保持のため秘匿を必要があるため、市町村によっては秘匿が多く生じる可能性がある。 ( <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyou.html">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyou.html</a> )

その他	新設住宅着工戸数	住宅着工統計調査	国土交通省		4：「理由」において説明	<p>令和2年1月24日総務大臣あて統計委員会委員長からの答申において、本調査については、非常に詳細な地域区分をした結果、秘匿措置等が多く発生しており、利用者にとって利活用が困難となっている状況がみられることから、市区町村単位での公表をしないことはやむを得ないとされているため、令和2年4月分より市町村単位の帳票を削除したところである。</p> <p>ただし、当該答申ただし書きにおいて、利用者のニーズを十分に把握し、必要に応じて積極的な情報提供を図る必要があることがあわせて指摘されているため、情報提供の必要性の検討は続けて行く。</p>
その他	市区町村別企業数の推移	経済センサス-活動調査	総務省	地域別企業数の将来推計	4：「理由」において説明	<p>経済センサス-活動調査における市区町村別企業数については、調査年ごとに公表しているデータから取得いただけるので御活用されたい。なお、一部調査対象外となっている産業（農業、林業、漁業に関する個人企業等）があることなど、データの取扱いに留意いただく必要はある。</p>
その他	地元消費率	全国消費実態調査	総務省	市民の消費の実態の把握	3：反映しない	<p>全国消費実態調査は標本調査であり、全ての市町村が調査対象となっているわけではない。2人以上の世帯については、市については全ての市を調査対象としているが、東京都区部は1市とみなし、また町村については全国から一部町村を選定の上、調査単位区及び調査世帯を選定している（単身世帯については2人以上の世帯を調査する調査単位区から選定。）。さらに、結果についても一定の精度を確保できる範囲で公表しているため、全ての市町村について市町村別に地元消費率（物品の購入地域）を公表することは困難である。</p>